

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第27回 議事録

1 日時：平成19年11月20日（火）17：10～18：30

2 場所：総務省 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、井川 泉、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、岩浪 剛太、植井 理行、大山 永昭、華頂 尚隆、河村真紀子、岸上 順一、佐藤 信彦、椎名和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、園田愛一郎、高橋 伸子、田胡 修一、田村 和人、長田三紀、中村伊知哉、生野 秀年、堀 義貴、福田 俊男 （以上25名）

（2）オブザーバー

足立 康史（経済産業省）、川瀬 真（文化庁）、中村 秀治（株式会社三菱総合研究所）、藤沢 秀一（日本放送協会）、元橋 圭哉（日本放送協会）、安江 憲介（株式会社三菱総合研究所）、山崎 博司（社団法人日本音楽事業者協会）、

（3）事務局

小笠原情報通信政策局コンテンツ振興課長

（4）総務省

中田政策統括官、武田衛星放送課長、

【村井主査】 それでは、ただいまから情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会、第27回の会合を開催いたします。委員の皆様、お忙しい中、ありがとうございます。本日もご欠席された委員、それからご出席いただいているオブザーバーに関しましては、いつものように席上に配付している資料の通りですので、ご参照いただきたいと思います。

なお、本日より経済産業省商務情報政策局担当参事官の足立様にオブザーバーとしてご出席いただいておりますので、足立様、一言ごあいさつをお願いいたします。

【足立オブザーバー】 経済産業省商務情報政策局で参事官をしております足立でございます。商務情報政策局といいますのは、情報産業、それからサービス産業全体をカバーしております。私、参事官ポストとしては、その全体をカバーする形で知財の問題、あるいは国際の問題を担当するというようになっております。今回から参加させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【村井主査】 どうもありがとうございました。よろしくをお願いいたします。

本日は、第4次中間答申の提言で宿題とされていたコピーワンスに関連する幾つかの事項

について進捗状況を報告いただき、その後意見交換をお願いします。この件は技術検討ワーキングで議論を重ねておりますが、まず、第4次中間答申で提言された新ルールの実行に向けた作業の進捗状況についてご説明いただき、技術検討ワーキングで議論されているルールによるエンフォースメントのあり方に関して、私からご説明いたします。続いて、第4次中間答申で提言された新しいルールになった際の放送コンテンツの不正流通防止の周知広報に関する検討状況につきまして事務局からご説明いただきます。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、まず資料1、COG改善処理について。関委員の提出資料でございます。それから資料2、技術検討ワーキングの検討状況について。これは村井主査からご説明予定でございます。それから資料3、放送コンテンツの不正流通防止に関する周知活動について。これは事務局の説明でございます。それから資料4でございますが、大変遅れて申しわけございません、第4次答申に関するパブリックコメントについて、取りまとまったものについて配付させていただきました。一部お名前を明記することについてご了承をとれていない方がいらっしゃいますが、本日のところは個人、あるいは団体といったことで表示させていただいております。それから資料5、これもまとめて恐縮でございますが、議事概要について本日までまとまりましたところについて配付させていただいております。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、新たなコピー制御のルールの実現に向けた作業状況を、関委員からご報告をお願いいたします。

【関委員】 それでは、資料1に基づきましてご説明いたします。第4次中間答申を受けまして、放送事業者としてCOG+コピー回数制限をなるべく早期に実現する方策と、もう一つ、同じ答申の中で同一の機器で有料放送とその他の無料放送の受信、録画が可能な場合には、当該機器において現行のコピー制御、つまりコピーワンスと、それから「COG+コピー回数制限」によるコピー制御に対する動作を区別する技術的な工夫を考えなさいということがございましたので、それを検討してまいりました。

検討の結果、答申の趣旨は、基本的には「COG+コピー回数制限」であるということと、早期実現の観点から、「COG+コピー回数制限」いわゆるコピー10またはダビング10を基本として、コピー10とコピーワンスとの区別に関しては識別信号、具体的にはコンテンツ利用記述子で行うことといたしました。

この識別信号の運用及び受信機の動作の規定の制定に関しましては、既にDPAとして着手しておりまして、できましたら、この運用規定の内容に関しては今年末ぐらいを目指してフィックスしたいと考えております。

ただ、そこがフィックスしたらすぐにはできるかということでもありません。いろいろと放

送事業者側の改修作業等がございますが、そういう観点も含めて、コピー10の実行に関しましては、受信機の市場投入というのが当然必要になるわけですが、それと放送側の識別信号配置終了後ということで、今まで放送側のほうでいろいろと協議してまいりました。その結果として、コピー10の実行というのを、やはり北京オリンピックということを考慮して、現時点では2008年、来年6月を目指して進めることとして、今作業に入っているということでございます。簡単ではございますが、現在の作業状況に関しては以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、私から技術検討ワーキングでの検討状況についての報告をいたします。技術検討ワーキングは、今年8月に委員会の審議を再開して以降、本日まで7回の会合を行いました。取り扱っているのは、第4次中間答申での今後の宿題とされた事項の内、技術的な側面を含む課題です。これまで主に2つの課題について検討を行ってききましたが、1点目は、これまでのコピー制御と第4次答申で提言された新たなコピー制御を区別するための技術的な工夫のあり方であり、2点目は、第4次答申で提言された新しいルールを含めてデジタル放送におけるコピー制御のルールをエンフォースするためのルールや制度のあり方です。

新たなコピー制御方式を従来の制御方式と区別する方法は、関委員からのご説明通り、一定の整理を行うことができました。スケジュールは、第4次答申時には本年中を含め可能な限り早期に実行に移すということでありましたが、実態としては運用規定の今年末改定を目指すことが決まり、新ルールは来年6月実行を目指すことに決定したとご説明いただきました。

私からは、4次答申の提言を含め、コピー制御のルールのエンフォースのあり方について、ワーキングにおける検討状況をご報告させていただきます。

資料2の1ページ目(2)にあるように、「エンフォースメントに係る制度を含めたルールのあり方について審議している」というのが提言内容でございます。どんな議論をするにしても、基本的な視点は共通しており、デジタル放送の時代に「コンテンツに対するリスク」という視点を持つことは委員の総意であったと思いますので、その視点に立ちまして、コピー制御に関して一定のルールが必要であり、ルールである以上、実効性を持つエンフォースメントの手段が必要である。という趣旨の内容になっております。

資料の2ページ目をご覧ください。ここにはこれまでの議論を簡単にまとめてあります。エンフォースメントというのは、一定のルールに従わない受信機を市場から排除するという大変強い効果を持つものですので、なぜそのような強い措置が必要なのか、議論の出発点として改めてエンフォースメントの意義の確認を行って参りました。基本的な考え方は、デジタル時代においてはコンテンツの保護が非常に重要であり、エンフォースする仕組みがなければ良質の放送コンテンツを得ることは困難であるということです。

そういった中で、(2)の「現在のエンフォースメント」という部分には、エンフォースメントのあり方を検討する前提として、現在のエンフォースメントとその評価を考えていくという議論があり、当委員会でも関委員からB-CASカードの現行の方法、それからB-CASカードを必要としない新しい方法、いわゆる「新RMP方式」を含め何度かご報告いただいていたという背景があります。

今は放送波にスクランブルをかけ、それに従わない受信機にはスクランブルを解く手段を与えないという民間契約による約束でコンテンツを保護するというルールを担保にしているというのが基本的な考え方です。この方法に関しては、(1)にあるコンテンツを保護するためにルール違反の受信機を排除するという目的から言えば、現在のところ効果があるという評価でした。

(3)エンフォースメントの今後のあり方の①の部分ですが、今成果を上げていると評価された現在の仕組みについては視聴者、利用者の視点から検討すべき点が幾つかあるのではないかと指摘があり、ワーキングではその検討すべき点に沿って議論がなされました。

この検討すべき点は大きくは2点だと思います。1点目は、誰でもいつでもどこでも見られる地上放送において、スクランブル、暗号化という方法が行われている点です。スクランブルは暗号を戻せる特定の人しか見ることができない方法ですので、いわゆる基幹放送でコンテンツ保護のためにスクランブルを続けていくのは、検討の必要があるのではないかと指摘がありました。2点目は、現在のエンフォースメントの仕組みは、放送事業者、メーカー、視聴者それぞれの関係者に対し、様々な意味でのコスト負担を求めているという点であり、スクランブルという技術を基本とするエンフォースメントである以上、そのシステムを維持するためのコスト負担をそれぞれの関係者に求めるメカニズムになっています。そして、技術を基本としているという事はすなわち、エンフォースメントを迂回する別の技術によってルール違反の受信機がつくられるリスクが常に存在することになります。現在のB-CASの枠組みの中でも、放送波にはコピー制御信号が含まれており、放送波をスクランブル化したものを、受信機で復号した際にコピー制御信号に従うかどうかという点が問われるわけですが、コピー制御信号に従わないで無制限のコピーを可能とってしまう無反応機器と呼ばれるものが製造される可能性はこの委員会の議論の中でも指摘されていました。

このようなリスクがあるのだとすれば、今のようなコスト負担のあり方でルール違反の受信機を排除するという方法は、費用対効果という面も含めいろいろな意味で今後も有効かどうか分からないという議論があります。このようにルール違反の受信機を排除するという目的を実現するために現在の枠組みを維持していくことにどれだけ効果があるのかが問われている中で、ルール違反の受信機を排除するための他の方法論についても議論する必要があるということです。

そういった経緯を踏まえ、(3)エンフォースメントの今後のあり方の3ページ冒頭にある②の部分ですが、エンフォースメントのあり方を議論するのであれば、現在の仕組みとの比較において、制度によるエンフォースメントを今後の選択肢の一つとして考えることができるのか、導入する場合は具体的にどのような仕組みになるのか、また、スクランブルを基本とする現在の仕組みをやめてこうした制度的な仕組みを導入するメリット、デメリットを議論していく必要があります。

3ページの今後の検討の進め方ということで、これまでの議論を踏まえて、今後のワーキングにおいて、制度的エンフォースメントの具体的な内容を明らかにする必要があります。具体的な内容を明らかにすることは要求仕様や具体的な内容のディテールモデルを明らかにしていく必要があるということです。

さらに、スクランブルをベースにした、「スクランブル・プラス・B-CAS」という現在の仕組みと制度的エンフォースメントの比較をさまざまな角度から行うことが必要ですので、そういった議論を進めていくことが技術検討ワーキングでの現在の方向性です。また議論が進んだところでご報告させていただきたいと思います。

以上が私からの技術検討ワーキングでの検討状況のご報告です。

引き続きまして、事務局から放送コンテンツの不正流通防止に関する周知活動についてのご報告をいただきたいと思います。それから、先ほどパブリックコメントをまとめたものを配付していただきましたので、これもあわせて事務局から必要なコメントを紹介していただきました後、質疑応答、自由討議に移りたいと思います。

それでは事務局から、資料3についてお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、資料3につきまして、これも第4次答申の提言の中で一つ宿題になっていたところでありまして、行政、それからその他関係者の取り組みとされたところを抜粋してございます。

それで行政のところに、上記の事実関係を説明した資料の作成や、その説明会の開催をやっていくべきだと、違法行為の抑止という目的で書いてございますが、事実関係というところでございますが、答申において違法行為の抑止という観点から、こういう事実関係をきちんと周知していく必要があるのではないかというところが述べられておりました。

具体的には、デジタル放送ですと多くの場合、画面上右上のところにそれぞれ放送されている各チャンネルを明示するマークが表示されております。例えば、無料頒布、それから露店で販売されているDVDの画面を映し出してみますと、必ず右肩のマークが映るわけがあります。そうしますと、決定打ではありませんが、例えば露店でいかにも怪しげなDVDを押収し、それを映してみると、そこにチャンネルを表示するマークが表示されていれば、当然ながらそこに連絡するということもさることながら、それは地上放送を無断でコピーして

それを配っているのが容易に推定できるということは言えるのではないかということが審議会では指摘されておりました。

そういった事実関係を説明した資料の作成、あるいは説明会の開催といったことを違法行為の抑止のために周知広報していくことが必要ではないか。その際には、消費者団体等関係者の方々の協力も得ていくと。例えば説明会の場の提供などのご協力をお願いするなど、可能な範囲で周知広報を行っていくということが提言されていたわけでございます。

それで、行政としてもこの宿題にどう答えていったらいいかということでございますが、今ご説明いたしました周知事項については、地上デジタル放送で各放送事業者を明示するマークが、デジタル放送においてはかなり多くの場合挿入されているということ。したがって、今申し上げたように、そういったマークが表示されるということを手がかりとすれば、無断のコピーでできたDVDといったものを映してみると、違法、無断ということの推定はかなり容易に働きます。当然のことながら、地上デジタル放送を無断で録画して販売、頒布するということは違法であること。そういったことをした上で、今回コピー制御の緩和ということを提言したわけでありますが、そういったことを活用いただきたい。

周知事項についての具体的な活動としては、例えばパンフレット、映像を作成して、先ほど申し上げた説明会の場、あるいは頒布の場のご提供をお願いして配っていくとか、あるいは必要に応じてそれらを用いて説明会をやっていく。

ちなみに、周知広報の方法について何人か委員の方々からお知恵を拝借したところ、特に説明会については、一般の視聴者は多くの場合コピーを無断で頒布、販売するということは別に意図していないので、むしろ教育的な観点から、主として例えば小中学校の生徒さん、あるいは指導者の方、あるいは親御さんといった方々が集まる場所を中心として説明会を開催する工夫をしたほうがよいのではないかとのご指摘をちょうだいいたしました。実施時期のところに平成19年12月以降逐次と書いてございますが、そういったことも踏まえて行っていくよう努力していきたいと思っております。

そういう説明会や周知広報とあわせて、不正流通の実態ですとか、それから不正流通、あるいは今回コピー制限を緩和したといったことについての評価、あるいは認知度とかいったことについても、可能な限り実態を把握する努力は続けていきたいと考えているところでございます。

以上が資料3の宿題の答えと周知活動ということでございますが、詳細には全く入りませんけれども、パブリックコメントについて若干補足させていただきます。

意見の総数としては117と書いてありますが、意見の対象項目別に、デジタル放送におけるコピー制御のあり方については80件以上、それからもう一つの答申事項でありました取引市場形成については26件ということでパブリックコメントをいただいております。

それから、提出いただいた方々でございますが、個人が圧倒的に多くて、56件個人からちょうだいしておりますが、その他地上放送事業者、ケーブル事業者、衛星放送事業者、メーカー、著作権団体といった方々からちょうだいしております。

なお、諸外国からもパブリックコメントが寄せられておりますが、その際、公表するときには和訳とあわせて必ず英語の表記も記載してほしいというご希望があった方については、英語の表記でそのままいただいたパブリックコメントを記載いたしまして、その後に日本語訳をつけさせていただくという形をとっております。たしか二、三件あったかと記憶いたしております。

パブリックコメントにつきましては、量も非常に膨大でございますので、きょうとりあえずお配りさせていただきましたが、これをごらんいただいて、あるいはこれに応じてこれから例えばヒアリングとか、議事進行上ご希望があれば、逐次委員会の方々からご指摘をちょうだいできればと思います。簡単ですが、事務局からは以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは質疑に移らせていただきますが、時間の関係で、いつものように私からまずは指名させていただきたいと思います。

それでは河村委員、お願いいたします。

【河村委員】 エンフォースメントのことについて、かねてから思っていたこともありますので少し申し上げます。地上放送などのいわゆる基幹放送、国民すべてにあまねく送り届けるということが責務となっている放送において、その電波にスクランブルという、受けられる人と受けられない人がいる暗号化をかけて送るということは大変問題があると、私は以前にも何度かそう申し上げてきたつもりです。

しかも地デジというのは、災害時に役に立つとか弱者に優しいとかいうことを大変うたい文句にして全国民に費用負担をさせようとしているわけですから、だれもが受けられるということを前提として、そういうサービスを提供する責務がある放送にスクランブルというのは、ほかの方法があるのであればぜひともやめるべきだと思っております。

しかもスクランブルを解除するためにB-CASカードというのが必要なわけですが、カードを発行するかどうかというのが民間のB-CAS社にゆだねられている。そこが私から見ると、認証の基準が極めて不透明、見えないということです。そういうことは大変問題であると思っております。それは以前に提案されたソフト形式に変わっても、ある民間の会社がそこを支配するという事は変わらないと思いますので、そのところに別の方法がとれるのであれば、私はほんとうにその方法を模索するべきだと思っております。

全く別の意味でも、無反応機器というものができて、それが一瞬にして無駄になってしまうようなことが起きるのであれば、基幹放送云々を全く別にしても、最終的なコストのほとんどを負担している消費者から見れば、権利者さんの利益を守るためのかぎをかけてあげ

たり、スクランブルを解除してあげたりという、しかも意味のない無駄になってしまうようなもののコストを消費者が負担しているというのは耐えられない。それは受け入れることができない気がいたします。

ですから、制度的なものでそれが解決できるのであればそれが一番よくて、認証というのか、何を許すのか許さないのかという基準についても、透明性を確保して行われるものが構築できれば、消費者としてとても歓迎できると思っております。以上です。

【村井主査】 それでは、引き続きまして高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 まず、COG改善処理のご提案についてですけれども、コピーワンスとEPNとの間でもろもろ議論があつて、現在のコピー9とかダビング10とか言われる方法ができたわけです。これに関しましては関委員のご報告にありましたように、北京オリンピックを考慮して2008年6月を目指してというのを、ぜひ実現していただきたいと思っています。

きょうは早目に来ましたので、パブリックコメントをずっと読んでいたんですけども、最初から想定していたことなんですけど、とにかく消費者の方々からは、今回の10回に関してもかなり厳しい反対のご意見が来ています。もともとEPNでいければということはあったんですけども、妥協の産物で真ん中をとったような形になった。一般の機器の利用になれていない消費者保護ということからいけばそこで折り合えるわけですけども、今回のパブリックコメントを見ますと、ヘビーユーザーの消費者の方々からは、やはり10回ということに関してかなり厳しいご意見が来ています。

ですので、今回の選択肢というのは、今北京オリンピックの前までと申しあげましたけれども、できるだけ早く実現して様子を見て、権利者の方とヘビーユーザーの消費者の方々から危惧していることが実際にどういう形で起きるのか検証しながら、また次の手を考えていくということが重要だと思っております。ですので、とにかく早く今決まった結論を進めていただきたいということでございます。

2点目は、技術検討ワーキングのご報告ですけれども、放送コンテンツに係るエンフォースメントについては私も河村さんと同様で、地上波という、だれでも見られる無料広告放送、あるいは公共放送、基幹放送で、スクランブルを基本とするエンフォースメントを行うというのは、やはり問題と感じております。ルール違反の受信機を排除するために、消費者がこんなにいろいろなコストやもろもろのことを負担しなきゃいけないのかというのは、やはり納得がいけないところでございます。

暗号をかけるということつまり事前規制ということですが、今世の中は、事前規制はなるべく外してそれぞれの良心に任せ、そういう制度を担保できるほかの制度整備をしていってルールを決めて、そのルール違反をチェックするのが大きな流れだと思います。できればスクランブルに代替し得る制度的エンフォースメントがあるとしたら、その検討を始めるべき

だと思っています。検討に当たりますは、毎度申し上げているように、手続の透明性が非常に重要だと思いますので、具体的な枠組みを明確にして、早急に検討していただきたいと思っております。

3点目はコンテンツの取引に関してなんですけれども、これに関しても26という非常にたくさんのパブコメが寄せられております。本委員会の冠名でもあるテーマなわけですけれども、議論を前に進めるために事務局にヒアリングをお願いしたいと思っております。

これをずっと読んでいきますと、先ほど海外からもというのがありましたけれども、邦訳でいきますと37ページのところに「58 メーカー等」というのが載っております。これを非常に興味深く拝見しておりますけれども、例えば38ページの冒頭のところで、米国と日本で著作権保護のレベルが比較的同等で、著作権侵害や違法コピーに対して両国とも厳格な法的処置を講じているにもかかわらず、なぜ米国のほうが日本よりもこれほど速くインターネットサービスが発展したのかということが書かれておまして、その理由が書いてあります。これは多分米国のメーカーさんだと思いますけれども、真ん中のほうで見ますと、最近の促進要因の1つは放送局自身がインターネット配信を実践するようになってきたことである。そして、その前の段階というのは、日本と同様、米国の放送業界においても、かつてはコンテンツのインターネット再送信に対して否定的な態度が支配的だったけれども、ここに1)、2)、3)、4)、5)とありますように、幾つかの社会的要因があつて放送局が方針転換したと書いてあります。

これはなかなか興味深いご意見でございまして、iTunesとかYouTubeとかということが書いてありますけれども、このメーカーの方にアメリカでどうなったのかをもう少し詳しくお聞きしたい。もし手配できるのであればぜひお願いしたいと思っております。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。長田委員、お願いします。

【長田委員】 まず、COGの改善処理につきましては、今高橋委員がおっしゃいましたように、2008年6月を目指すということに関してはぜひそのように進めていただきたいですし、ぜひより多くの皆さんにお知らせしていただきたいと思っております。

それからエンフォースメントのことですけれども、私も前に申し上げたと思いますが、地上の放送波にスクランブルというのは納得いかないなと思っております。特に、今しみじみ考えておりましたら、今までずっと無料だったフリーペーパーが、印刷の技術が上がってきれいになったから、これからは読みたい人はこのカードが必要と言われているのと同じなのかなという気もしまして、デジタル化がどんどん進んできて、私の周りでも対処した人たちも不便さというものをみんな実感してきています。高橋委員もおっしゃいましたけれども、スクランブルをかけること、それからB-CASカードをつくること、それからそれを読み取るリーダーをつくることにも全部コストがかかっている状態で、それ以外にも我々がたく

さんのコスト負担をしていくのがずっと続くというのはやはりおかしいなと思います。

高橋委員からお話がありましたけれども、もしほんとうに替わる制度、それから事後的なチェックということが実現するのであれば、これからいろいろな立場の人たちが入ったところで議論を進めて、新しい制度というのをぜひ模索していただきたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは椎名委員、お願いいたします。

【椎名委員】 コピーワンスの緩和について、技術検討ワーキング等での進捗状況等をご説明いただいたわけですが、これについては、さまざまな問題点を克服して作業が進捗することを期待しております。

先ほど村井先生からも言っていたんですが、今回のコピーワンスの緩和に際しては、私的な領域で流通するコンテンツへのリスペクトということと、そこで生まれる利益をクリエイターに還元することが前提となるということについてこの中間答申では述べられていません。その点をよりどころとして、我々権利者は、さまざまな反対意見もある中で今回のコピーワンスの緩和にこぎつけたものでございます。

私的領域において権利者の権利が制限されていることから生じる利益というのは、何も消費者だけに限らないわけです。著作権法第30条の存在によって、メーカー等は私的複製に供される機器や媒体を販売して莫大な利益を上げているということでございます。今回のコピーワンスの緩和ということだけを見た場合にも、今回の緩和は、現状売れ行きが大きく鈍ってしまった録画機器等の販売を促進する等の点で大きな利益をメーカーさんにもたらしませぬ。

また一方で、著作権保護技術が付されているかどうかにかかわらず、また、そこでコピー可能な枚数が何枚であれ、メーカー等は私的録音録画機器を販売して確実に利益を上げるわけでありまして、そのメーカーが権利者に対して利益を還元するシステムというのは現在、私的録音録画補償金制度をおいてほかには存在していません。しかし一方で、メーカーさんは去る10月16日、プレスリリースという形で録画補償金制度は不要であるとの見解を明らかにされました。

このことは、中間答申で言われているクリエイターへの対価の還元ということを正面から否定し、かつメーカー等がその役割を分担するつもりがないということを明らかにしたものであります。関係者があれほどの努力を重ねて実現したコピーワンスの緩和に関する成果について、メーカー等がみずからこれを破棄する意思表示をされたとも判断されるわけですが、こうした前提条件が記載された中間答申にメーカー等が合意したことは事実でありまして、それを今になって覆すということは断じて許されることではないと思います。

この問題について、現在権利者を集約する87団体におきまして、メーカー等の真意を確認するべく公開質問状という形で7項目の質問をJ E I T Aさんに投げかけておりまして、

その回答いかんによっては、第4次中間答申において明らかにされたコピーワンスの緩和に関する合意がメーカー等によって破棄されたものとみなさざるを得ないと考えております。

それから、コピーワンスの緩和を技術的な側面から支えているエンフォースメントの問題です。技術検討ワーキングにおける検討事項について申し上げたいんですが、本来権利者は、コピーワンスと同様に、B-CASなる仕組みが一体どのように策定されて、どのように機能しているかについて知らされておらず、全くあずかり知らない部分でございます。こうしたコピーワンスの緩和等を支えるエンフォースメントということと暗号化をかけるということとは全く別問題でございます。したがって、権利者にとってコンテンツが暗号化されているかどうかなどということは全く意味を持ちません。

また、B-CASカードを挿入できる無反応機器の販売のうわさも聞かれている今日、エンフォースメントを実現する機能としてはほころびが出始めているんじゃないか。かつ、先ほど来出ていますとおり、関係者に費用負担を強いるようなシステムであるということから、これを一刻も早く改めるべきであると権利者は考えています。

こうした中途半端なシステムにかわる法的エンフォースメントの実現へ向けて、今回から経済産業省さんもオブザーバーとして出席されていることでもありまして、各役所が連携してこの問題に積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

それから、事務局から報告がありました周知活動に関する部分でございますけれども、特に消費者による取り組みの部分については、今お出になっちゃいましたけれども、中間答申作成の時点で長田委員からもおっしゃっていただいたところでもありまして、こうした取り組みについては敬意を表するとともに、深く感謝したいと考えております。

このように、今回のコピーワンスの緩和に当たっては、その成否を見定める上で、この問題に関与するそれぞれの立場にある者がそれぞれの義務の部分をいかに誠実に履行するかということが大きな要素となっていると思います。何度か申し上げていることなんですが、今後こうした問題をスムーズに解決していくために、今回の成果というものはとても重要な試金石であると考えています。メーカー等がただ一人公然とこれを踏みにじることがないように強く希望いたします。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは関委員、お願いいたします。

【関委員】 私としては、多分1点。制度的エンフォースメントが今、技術検討ワーキングの検討状況ということで報告されておりますが、それに対する意見ということで述べさせていただきます。

これまで、この席でも何回かB-CASの技術的なエンフォースメントの仕組みだとかいうことをご説明してまいりました。現時点で一般にコンテンツの記録とか伝送ということに使用されています保護方式は、もとの機能としてのコピー制御信号と、もう一つは暗号化し

て扱うエンフォースメントというところで組み合わされてここまで来たということで、ここまでのプロセスの中で、スクランブルを使用してエンフォースメントするということは理にかなった方式であるとは思っておりましてし、思っていたからやってきたということもあるわけなんです、今回この委員会でもいろいろ議論がございましたし、今まさにご意見もございましたように、1つは、基幹的なメディア、基幹放送でスクランブルをかけるということについてはやっぱり問題であるという発言もありましたし、個人的には私もそう思っております。

そういう観点と、それから当然のこととして、スクランブルをかけてのエンフォースメントというのは、送信側、それから受信側両方ともスクランブルという機能が要りますし、それが言うなれば、そういう機能を入れることでコストアップになっているところにつながってくるということは事実でございます。

そういう観点で、制度的エンフォースメントでどうだろうかという観点は、もともと私も個人的にはそう思っておりまして、今回それについて検討することに関しては重要な意義があると思っております。ただ、今先生から報告がありました2項目の②のところにもありますが、一応ここでは代替し得るか否かと書かれていますけれども、ほんとうに代替し得るか否かという観点では、まだ今は制度的エンフォースメントの枠組みがどのようなものであるかというのは明確になっていない感じがします。そういう意味で、今の技術的エンフォースメントとの比較というところでは、比較する相手がまだよくわからないということもございます。

そういう意味では、3にも書かれていますが、対象範囲、対象となる設備とか、それから、まずは事前抑止効果というのがほんとうに制度的エンフォースメントとしてあるのかどうか、要するに不正受信機が出現することに対する事前抑止効果があるのかどうか、それからまた、出ちゃった後にそれに対する実効的な防衛手段ができるのかどうかということの詳細に検討しないと、代替し得るかどうかととてもまだ判断できる状況ではないということもございまして、ここのところは早急に検討していただきたいと思いますと思っております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは福田委員、お願いいたします。

【福田委員】 民放事業者ですのでかなり同じような意見になるかと思っておりますけれども、デジタル放送が始まって以降、先ほど椎名さんも述べられましたけれども、コンテンツに対するリスペクト、それからコンテンツの保護、さらには低廉にして効率的に良質の放送をキープするという立場からは、コンテンツを保護しなければいけないということは当初からありました。

そういう意味で、エンフォースするものは何かというときには、その当時、おそらく3年半前になりますけれども、実施するときには技術的エンフォースメントしかとりようがなか

ったと理解しております。そういう意味で、スクランブルをかけるしかない。これがいいか悪いかという議論も当然あるかと思えますけれども、エンフォースメントとして必要であるならばこれしかないだろうということを技術的にやり、暗号を解くときに当時技術としてそれしかなかったB-CASカード方式を地上放送は用いたということであります。当然ながら、それにかわるものが何かはずっと模索してきましたわけでありますけれども、しかしいずれにしる、どの方式をとっても技術的なものというのは民間での契約によるものでありますし、一定のコストはだれかが負担しなければいけないものであらうと思えます。

そういう意味で、今度の4次答申においてエンフォースメントに関する検討の必要性というところで抜粋がありますけれども、制度を含めたルールのあり方について審議を行っていくということで、数年前にはなかった、制度、法的なものを含めて検討したらどうかという新たな道が開かれたと理解しております。そういう意味では、先ほど関委員からもありましたけれども、今の技術的エンフォースメントにかわり得るのかどうかということも含めての検討が早急にされるべきだろう。それから一時的には、不十分であれば技術的エンフォースメントと制度的なものが並存するというところもあるのであらう。さらには、それを包含できて上回るものを目指すということであれば、まさに代替し得るベストな法的なもの。これが皆さんがおっしゃるように、簡便にして、だれもがわかって、余分なコストもかからないということであれば、それを目指すことがベストだろうと考えております。そういう意味では、しかるべく早くということで、なるべく早く結論が出るように検討していくべきだろうと考えています。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは元橋さん、お願いいたします。

【元橋オブザーバー】 まず、COGの改善についてなんです、中間答申で皆さんの合意として挙げられた点は、まさに先ほどからご指摘いただいているように、9回までできるようにするということが一番注目されているわけですが、それで今回その実現の時期が来年6月をめどにということが明らかになったわけですが、それだけがひとり歩きしないようにということは、そのときも申し上げましたし、重ねて申し上げたいと思います。

それ自体は、もちろん私もそれを目指して活動してきましたし、できるだけ早期にということでそれが来年6月になったということだと思っているんですが、やはり皆さんがご指摘になりましたけれども、あわせてそのときに述べられていたコンテンツへのリスペクトであるとか、権利者への適正な対価の還元とか、あるいはきょうの資料3で触れられている、今回の措置によって違法コピーが流通してしまうということが起きない広報周知活動。

これは今回、行政として消費者の方のご協力をいただきながらどうするかというご報告でしたけれども、当然私も放送事業者も、それから機器をつくれるメーカーさんも、あるいは権利者の方も一緒に、あるいはそれぞれの役割の中で取り組んでいくべきことだと思っ

ておりますが、やはりこれがセットでちゃんと回っていくということが大切だろうと思っております。9回というのが実行される時期が明示されるきょうこの場で、あえてそのことをぜひ皆さんの改めての共通理解にさせていただきたいと考えております。

エンフォースメントについて何かありますか。

【村井主査】 藤沢さん、お願いいたします。

【藤沢オブザーバー】 それでは、エンフォースメントについて若干意見を述べさせていただきますと思います。

まず、技術的な話ですが、DVDに記録する場合や、いろいろなところに伝送する場合、コンテンツ保護のためのいろいろな技術が一般的にあるわけなんです、いずれもCCIと言われているコピー制御情報とコンテンツの暗号化がペアで使われているということで、デジタル放送だけが特別な技術を使っているわけではないということはまずご理解いただきたいと思えます。ただ、先ほど来出ておりますように、視聴者の皆様方になるべく煩わしさが無い方式にしなければいけないということは私どもも重々承知しております、個人的にはできるだけ改善していかなくちゃいけないと思っております。

一方、制度的エンフォースメントなんですけれども、先ほど来出ていますが、これは技術的エンフォースメントと比較してどうも低コストで実現できそうだということはいえようかと思えます。ただ、制度的エンフォースメントが具体的にどういう効果があるのか、どういう機能があって、技術的エンフォースメントと比較してどうなのかということはまだ議論されていないといえますか、明らかになっていないので、そういうところを十分議論する価値、意義があるのではないかと考えております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは田胡委員、お願いいたします。

【田胡委員】 それでは、私も技術検討ワーキングですずっとやってきておりましたので、まずダビング10に関しましては、ようやく商品開発のスタートを切る環境が整ったので、来年6月めどということなので、メーカーとしては、それに向けて商品開発を粛々とやっていきたいなと思っております。

それから2番目に、ただ、これはハードディスク内蔵型がすべて前提となっておりますので、ハードディスクのないテレビから出力した記録は相変わらず実はコピーワンスが残ってしまうので、そういうのは何回も言っておりますように、当然のことながら、コンテンツのレスペクトも含めまして周知啓発活動を、特に放送事業者さん、あるいはDpaと一緒にやって、地デジへの完全移行まであと3年8カ月と、きょうここでも言われたんですが、もうあまり時間がありませんので、とにかく地デジの普及に少しでも早く貢献していきたいなと考えております。

それから、エンフォースメントに関しましてもいろいろとありますが、基幹放送である地

上にスクランブルがかかっているというのは、何かの拍子でスクランブルが解けなかったら見られなくなっちゃうので、私は個人的にはあまり望ましい方向ではないと思っております。ただ、じゃあ制度的エンフォースメントがいいのかというと、先ほど来、ここでも言っていますように、ほんとうによかったのかどうかという、いろいろな角度からかなり深掘りした検証が要るだろうなと思っています。

特に私はメーカーの人間ですので、やっぱり産業論的な立場、それから国際整合性といいますが、国際的にどうなんだろうかというもの、それからもちろんお客様のベネフィット、先ほど来コスト論がいっぱい出ておりますが、そういったところも含めて、制度的エンフォースメントで縛られるのはメーカーで言う受信機のほうが対象になりますので、受信機側のコストはほんとうにないのかというところも素朴な疑問としてありますので、そういったところも含めまして、やはり産業論、国際性、ユーザーベネフィット、コストを含めた観点から技術検討ワーキングで議論していきたいなと思っています。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。どうぞ、堀さん。

【堀委員】 制度的エンフォースメントについては、私はこの会議ですっと言いつけている話で、制度的エンフォースメントはあって当たり前の話で、これを今ごろ話すのは遅きに失しているのかなという個人的な考えもあります。

誤解してほしくないんですけども、B-CASカードを使ってスクランブルで実演家の権利を守ってくださというお願いをしたことは1回もなく、いつの間にかスクランブルになっていて、それがあたかも実演家が言っているように言われるのは甚だ違うかなと。

逆に放送事業者さんのほうを一個人として見たとき、上場している会社で新しいお金を生まない投資を毎年B-CASのためにやっている、費用負担しているというのはいかがなものかなと。B-CASが何か利益を生んだことはまだ1回もないはずだと思うんです。

我々は、技術的なものでコピー商品や違法なアップロードがなくなるなんていうことはさらさら思っていないくて、きょう現在もYouTubeや新たに出てきたニコニコ動画とかでタレントの肖像、ドラマとか歌番組とかも思い切りアップロードされているわけです。これを制度で（エンフォースメントする）というのは、一番コストもかからないし周知徹底もうまくできるし、非常に簡便だと思うんです。違法なコピー、アップロードをしたら厳罰になっちゃうと。ただ、現在の裁判では遺失利益を出せと言われるところで、これがいつも5万、10万とか30万とか100万とかいう懲罰的な賠償金で済んでしまう。よっぽど裁判費用のほうが高いからやらないというのが現実です。

違法にアップロードする側も著作権法のことよく知ってしまして、日本のソフトについては罰則が少ないから、ニコニコ動画にアップロードするコンテンツというのは日本のソフトばかりで、アメリカの映画をアップロードするのは非常に少ないです。これは自分が訴訟

を起こされたら困るということをよく知っているんだと思う。それぐらい抑止力があるんだと。それが制度的エンフォースメントで、何もみんな捕まえて厳罰にしろということではなくて、違法にコピーして頒布した、あるいはアップロードした、無反応機器みたいなのを売りました、買いましたというのは大変な処罰だ、なぜなら国益を損ねるからだという非常に単純なことであるかなと。ただ、無反応機器云々というのは権利者には全く関係ありませんので、一番ダメージを受けるメーカーさんが考えればいいんじゃないかなと思います。

今ここで論議されていて、私的録音録画補償金制度の話もありますけれども、特にダビング10が合意されたと先ほどから言われていますが、あのとき私は「聞きおく」という話をしたわけで、合意したわけでも妥協したわけでもなくて、そうですかと聞いたにとどめたはずだと思うんです。それはなぜかというと、ダビング10と補償金と制度的な罰則は3点セットだと、どれか1つが行ってもいけないというつもりで聞きおいたつもりです。ですから、ダビング10云々はいまだに聞きおいておりますし、制度的エンフォースメントがあり、かつ、補償金なのか補償金にかわるすばらしいアイデアが出てくるのか、それがセットになってやっとここで妥協したと言うつもりであります。

とかく日本はコピー商品に対して厳しいようであり、違法なアップロードに関しても実に寛容でありまして、中国とかのことをとかく違法コピーが多いと言っておりますが、現状のネットの世界では日本はコンテンツの違法利用大国だと。とてもコンテンツ大国とは言いがたいぐらい違法な利用がまかり通っております。ですから、技術的なものは特別な意味を持たない。やはり制度を先行させるということが実演家にとっても一番大きな成果になるし、抑止力にもなるし、これが消費者の皆さんにもわかりやすく周知徹底できる方策ではないかなと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。何かほかにご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

まず、第4次答申で提言された新しいルールということで、今議論いただきましたように、一定の時期を目途ということで放送事業者、メーカーの皆様が作業されているというご報告を本日いただきましたので、新しいルールを実装した製品が市場に出るまではいろいろな課題が残されているのではないかという気もいたしますので、基本的に、どのお立場の方も皆様コンテンツに対するリスペクト、コンテンツを尊重していこうということは発言していただいたと思いましたので、つまりここはもう共通のコンセンサスがあるんだと思います。

それから、先ほど皆さんからご指摘があったように、第4次答申へ至る議論の中では、やはり基本的な考え方というのはそういうことでこの委員会の成果としてご報告したということでございますので、共有されている基本的な考え方をベースに、提言されたルールの実装へ向けて関係者の皆さんのご努力、ご検討をぜひお願いするということだと思っております。

それから、制度的エンフォースメントについてもたくさんの議論をいただきました。それで、制度的エンフォースメントの具体像を早急に明確化するという共通の認識を得られていると思います。それで、明確になった制度的エンフォースメントの具体像というのを早急に出していく中で、そのことと現在との関係、あるいはトランジションその他に関しての議論をしていく中で、技術検討ワーキングのメンバーの方にはまた大変な議論と検討の協力をお願いしていくことになると思います。ぜひ技術検討ワーキングのほうでの検討を期待していきたいと思います。

それから、エンフォースメントのあり方というのは、先ほどB-CASカードのようなツールが消費者や利用者にどういうインパクトを持っているかということ、それから実際のユーザーの使い勝手とかいうこともあると思いますので、技術検討ワーキングは今放送事業者とメーカーという形で進めておりますけれども、検討の経過を本委員会のほうにいろいろ報告しながら議論を深めていくということで進めさせていただきたいと思いますので、そちらのプロセスもぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほどの高橋委員、それから今の堀委員からも少しありましたけれども、海外での状況、先ほどのパブコメの中でのメーカーの意見というのがございましたので、その調査、ヒアリングのチャンス、その他のことも事務局のほうには準備していただいて、それをベースにまた議論できるようにということで事務局のほうで対応をお願いしたいと思います。

いろいろな視点からご意見をいただきましたので、言い残したということがございましたら、事務局のほうにお伝えいただきたいと思います。

それでは、事務局のほうから何かございますでしょうか。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、次回は11月27日17時よりを予定し、12月でございますが、12月17日、それから12月27日、それぞれ時間と場所は別途お知らせするというにいたしたいと思います。

年内でございますが、11月27日については、中村委員から何度かご指摘いただいております国際的な見本市、マーケットといったことについて、現物のマーケットについても検討していくべきではないかというご指摘にこたえまして、それについての意見交換を予定しております。それから、12月の2回分については当面、きょうの技術検討ワーキング、それから前回中村委員からご報告のあった取引市場ワーキングそれぞれで検討が進みつつございますが、それについても進捗状況等を適宜ご報告いただきつつ、意見交換を行っていただきたいと思います。以上です。

【村井主査】 それではよろしいでしょうか。それでは、本日の会議を終了といたします。どうもありがとうございました。

以上